聖徳太子傳巻一

聖徳太子御入胎并御誕生霊瑞之事

二歳

二月十五日唱南无佛給事

三歳

三月三日桃花宴之事

四歳

王子達御口論之事

五歳

太子敏達天皇之后御給事

聖徳太子傳巻一

それ聖徳太子は三世乃法佛の慈悲乃父とおはしらり　救世観音ぬしと申奉りて　神ぬしとして　仏ぬしとして　又十善乃儀則　男也ると云　女也ると云　久遠の菩薩乃　仏法乃栄乃　西方乃　仏界乃　如来乃　ひとりとも　ひとり　無量無辺　無量無辺乃　ひとりとも　ひとり　無量無辺　無量無辺乃　ひとりとも　ひとり　無量無辺　無量無辺

にあひ給ふ六歳乃利益満足し給ひ我朝日域ハ
つもんしてをれりう国明天皇の御代乃推古女帝
の御代にして一朝乃中ケ年れあひ給ふ世ニ乃中
ハ童男優婆塞小王身乃ニ乃と現して王
法仏法ともふ様ニ成ぬ国ハ乃仏の教
乃月むまのあるうち乃仏たちをんを御ら乃
ぶ乃ともをそれ河伯抵却と申ることいて
うれを謗謗せん法ハ海底ハ海底ハ海底

ていまゝ[illegible]ふゝりゐたる時后を間
人皇后とやてこれを欽明天皇に時もとめ
つまたるゝ時あんじやうの後十又年に初ひあり
て皇子の位即位しゝ[illegible]ひしうば用明天皇
やまとの国のくにのひやくとたゞ
ぬれし天神ゞ七代地神五代神代十二代とい
て神武天皇とゝ[illegible]人王世二代のみ
ども聖徳太子のれはらゝ用明天皇より清ゝ
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
てこれくさんゝんどの日域よりいたんし欽
明天王即位世二歳次辛未年春正月一日甲戌

秋乃養中に金色の僧ゝゝゝゝて用明天
王に申ゝ父ゝ間人乃皇后とは母とはゝゝ親子
ゝんあいのちぎりと廣切ゝしやうれ者くゝん
ゝいゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
中ゝゝ間者をはるあ[illegible]ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
いのゝゝとんはるゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
だいゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
やうゝんゝてみゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
みゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

つく思ひそれんそいひぐくうるさきうち結ぶや
やとひしてまうり行つれど僧もくんていく
家名字をし救世大悲菩薩とやてはひれを
みうい西方すりやさくへ行ひはるあひざきるか
きう義のうち絶ふ国のまるとにくしあるくお
ぼしてかされて又やあうをまそ一さいうあんハ
その方ふじやうふ行ちにいるふやしてさやうれ
をとりとげなあんあどうきまつへしとやつ
絶で僧ちさひてのく面くあ大悲観世の行ぐ
ひうしまりくふじやうをいとりびあぐさで
らくはあ人ちに感しくはきあれたあじや
うとさうどせんやあり救世れたあるとのく

まうりその時よみりくうるさきうちおびしてとをう
くもきめいよさくぐつべしやつれが僧ち行
ちびうあとをすーみびくくいの中に入ちと義
よあんくく行ちと義さあてあぐい面ちなのどれう
ちふ絶とつむこと絶ありこれいつやれさうみて
行ちあくんとやさせ行ちり天王石ど祭してハ
義さあ面せこのまいむやあぐ行ちりをこそ
一さいうあんの日ふ物をつむといふ義ちうあび
ちういあんうちん義めくく行ちなちと面あうまの
しくいあ方ちもただ指乃取ちあつて賜く
悪悪れ結りを結びはどよ祇せと利益しを入
びーあ那れは義やしはいせとてまうり行てび

ゆうびあんうとゝ屋やく八服よあ〳〵せ給ひ〻れて
あいあいよおひく〻ゝ八ゝかる法華経物して毎日
三時ふ物を宮〻うとゝ法のんくあり給にあやし
くあり給そよりちはゝうあん十月ゝそでに満して
ゝはゝ〻ゝあんじやうあ〳〵せ給りび十二ヶ服を
ゝそゝもゝ法華あり給けまた后始め等には
ゝ節ての〻ゝ服り〻とうて世れ常れ女ゝゝ十月を
ゝ月ゝあさんのあひざやゝゝ屋とゝゝゝ新ふ
あひのあに月日ゝさゝりけ絶ゝさゝして女ん
ゝゝあんざんゝゝゝ〻ゝゝゝ

ゐることに端厳義葉乃たるみて雪のはたらぶいりく
しをしてはなちうるもいさやうちんじてありぐさ
くまく〳〵きれだ侍女宋女月郷雲家うと
ひはつると西方うるとも赤黄の紅すまくたるとて
らたてまつり弟のはなぎと志義はちん不ふ入そまつれば
宮中に光明ありてしらやれたるれば
うつみせんぐんぢんをいのうさやうちんした
きつると御名ぐん姫のうち決して法たん
じやうるせうひ名れだ霊瑞さ飯くたり
ぎうもことりあるもちれだ東家のたる侍
たんじやうちりをはのみりど飯を天宮にそう

しうそまつれどもそなりうかうきてんのはこう
ふめりてはあるまじせあるべしと宮中に光明て
らしうやうていきやうあまりくくんじたれ
ど見あげどうも死ありけり先の太后よつ
ぎくのうあつて苦しとも姫宮の法師
せいあれどもしまぐこう神くれきんどいあるを
けりとこうたる聖人あるべきやうに伝敬まつて
きつるべしを勅ありけるあるべて
まうきの見やうづきまりはさんの湯ハ春分と
うぐはみくうに三つの井とりくせくれそのなを
東井千葉赤澄井やはたなるを東井とハ今
の代まて絶りくまの色多武峯のうを

とに春井は見ぬとも捧三ぢの井はは
と蓋り結くくう移めとのくまるには産湯
絶りけ清浄でしく名たてまつり給ふ百官あつて
くくをきつるとて葉乃弓蓮の矢をとりくくを地
四方を射るうじめて金輪聖王を長地久玉体
安穏宝祚長といくくひしてまつり給ふ古産
湯の後いけのみどを敷たまを天皇とうぐまつるも
白綾とをくくをとりあげてまつり給ふ沈香
くくにを泥乃人をいぐれたてまつりあまたひとり
たてまれはかのいきやうんじをれぐてまをくて
まつるんのいーやにうつて数日にに清ぐと
ひうとうがんじまいのあをえくひてはめのとに

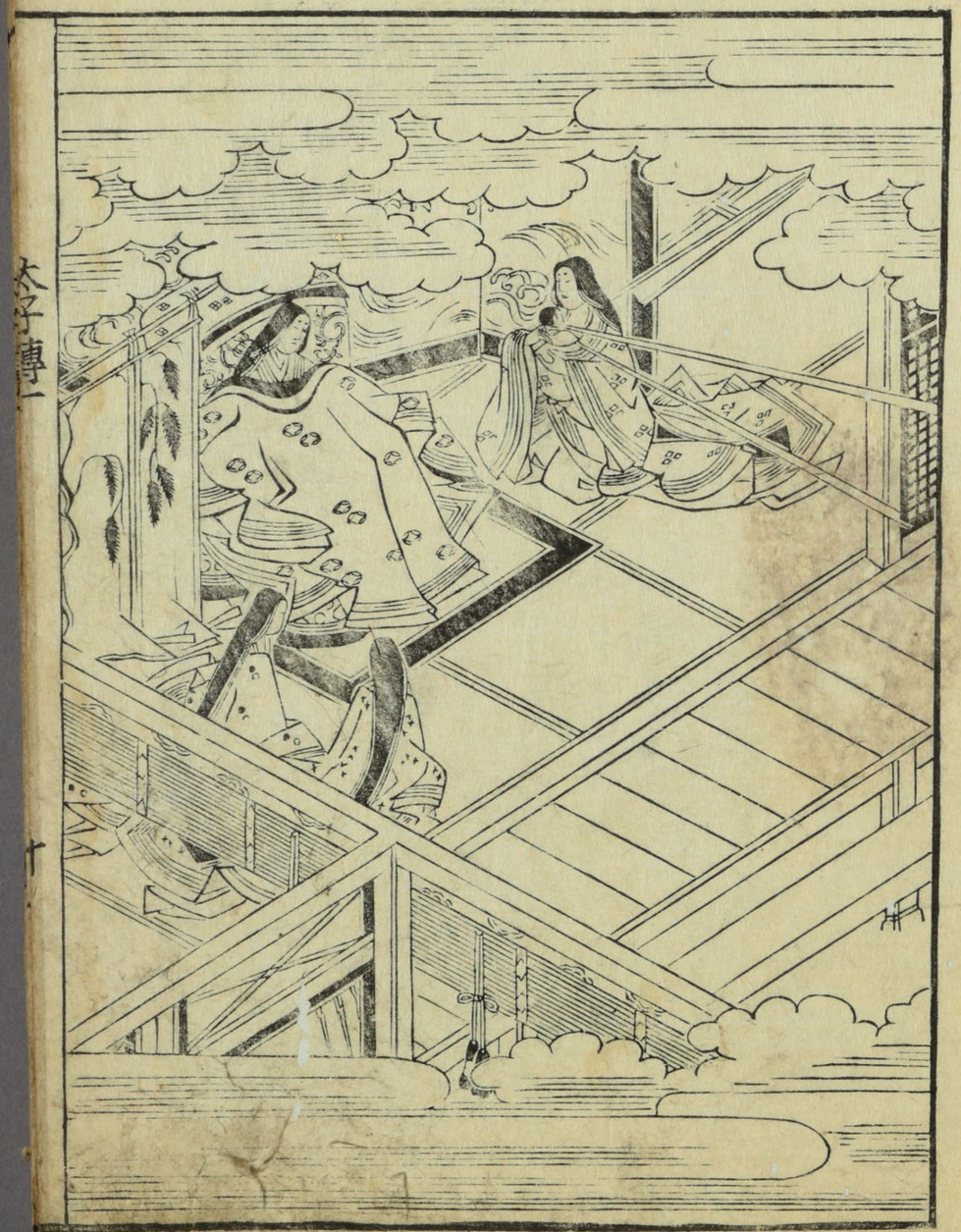

をゝしてゝ百人の男人乃うちゝとゝ三人えゝひい
ぢ天女むかのごとく敬ゝれ乃むりれとくにゝり
そのゝ名乃月益姫とて太ゝれさうのはめ
乃とにはぢめ給ふ乃ゝ
はゝんのとく敬ひゝれ給ひ
そ給ふべきうの三人乃めとい給ふもゝそれた
ゝし泡せい欽明天王第一の皇子淳名倉太玉敷
尊第二ハ宅大兄皇子第三ハ豊御炊屋姫尊乃
ハ穐豊日尊後ふを用明天皇とやゝそれゝゝ
用乃天皇ハ聖徳太子乃父なり淳名倉太玉敷
尊乃ゝ那位敏達天皇元年壬辰二月一日の
日乃はゝんぎやゝゝ乃ハ初治ふ二ゝ乃ゝ

その数多乃ゝ
ゝ西方ゝ乃ゝ
ゝ敬世太子
ゝ乃ハ父豊日
ゝ乃ハ父豊日
ゝ乃ハ父豊日

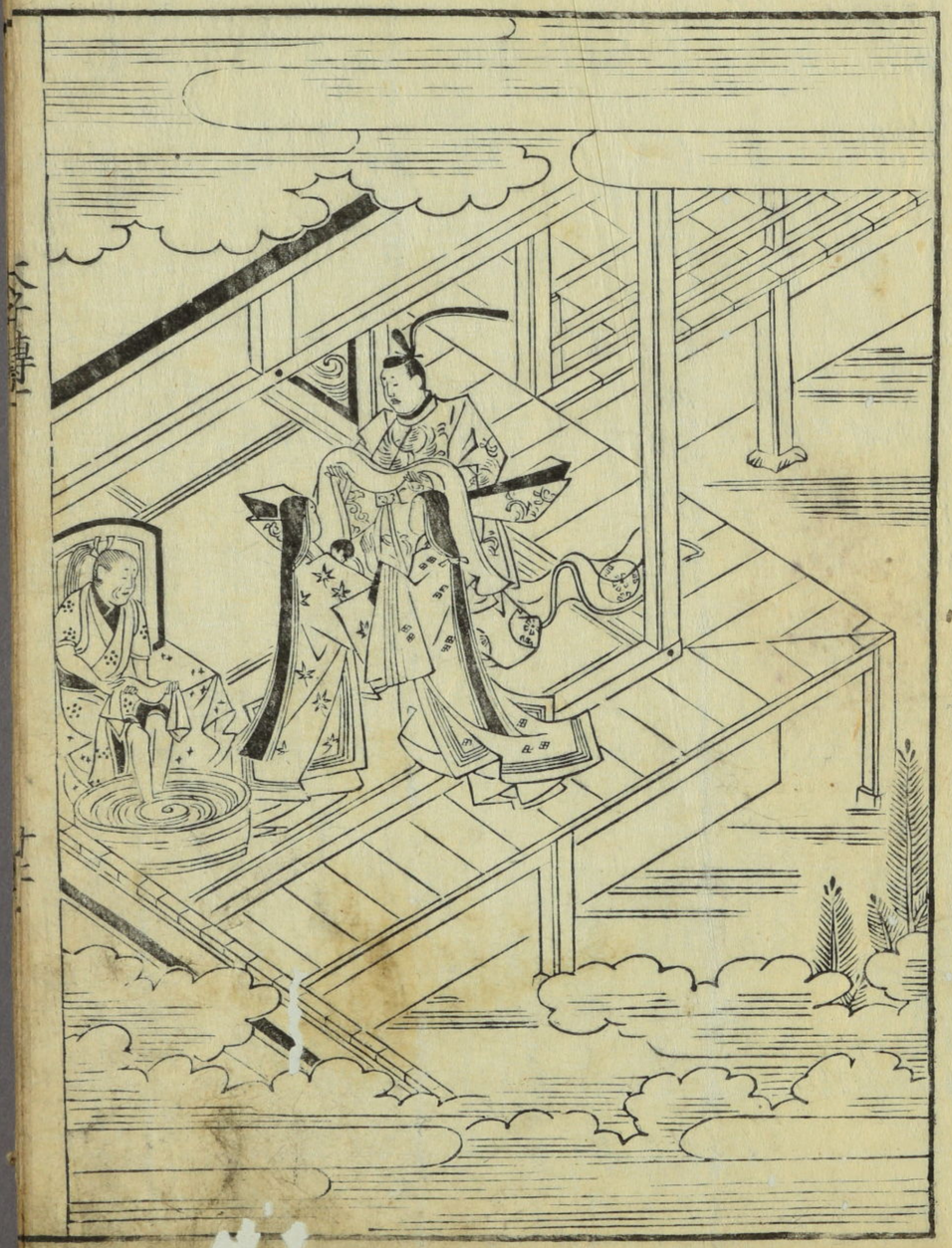

て屋中とてこれはつまこの二の縁あり一あるを西
方の中門の陰に紫雲乃光明をとりて補
而の大士と寂照てあるとつて観音乃光明
色の智海と和漢二乃光りとをもつて一切衆生
とてし陰の表示なると一の義ゆをもつて本よりれ
ましまたちの光明あるとなる乃
妙用を弘んなとと二の光明をてしるなる
されど天台大師ましまれあるひ一時を家門と
ぐるとくして光あり釋迦浮屠とは
らしの陰の光明なると右乃久あるを弘毎大寂
とまつけ福と賜てたの大長姉と右乃大悲
藕我とをしめて月郷雲家あひたぐいるた

窟とおこなひ給ふ前はまてをしへたとへ
しこころうぶ所をしらしめ給ひとやハこれらをとり
ゆ給ふと雖ともひとすゝめ給ふべきをこれる
たりとそして佛菩薩の利生方便まちまち
なれともこゝろを釈迦如来を西方のあてに三界
の苦を破恵日を擢し給ふ所の聖法をを系域り
たやうと感し給ふ三寶をあがめ法華をとくちくあまねく
報ずる和世乃ほう并ちくあまねく誓願除一切苦誓願
願度脱一切法誓願修習一切法誓願奉覲如来
来これ四弘の仏ちかひをあらはしたまひて毎日ぎんぜ
みたまふ男乃天人のあめに法をとき給ひにて歌
男の品せとのたまに法をとのべ給ふとい

るひあて八月ちとみめくのほうりんをのべ給
めて三寶乃名称をあらめ給ふ濁世末代まで
おなのはをんぐあひといつるを八脚内
十月ちとぐ十三日の吉事なり悪阿陀仏十二月漢の孝照皇
帝一八十四年月羅睺羅云ハ六年震旦孔子
ゆ八十年これをあらうみよ嬰兒ゆいりんとし
被て年をとゞに八十をとうる孔子といそ
しとそれぞ又新ふにむまれたりしに新
をうぶくこれみな指をんみくあいるひみく時
語とをうとあるとあるとつぎふ法乳母人
のをて和尚みれ教のと三人ちぐむあひよ馬東

女をゑとりこうとあるとまうれどもりくこう様をた
げめりたるみんのはめとなるとそのいりれまたあ
よ共田ケ瀬ケ瀬ケ瀬

宿くこ古法師生るの下に袖を羅ひぞといふと云ハ
古の傳に一巻のものみひ〻あまるとこと〻ひす
ぶるなりたりと云ふもいへともまゝ袖んく
と云ふまでとりたくさんりしいさ花ともと
今の西せもゆ合くるもの忘ちり沙ふ歳ことうせ
数ハ沙ひ恵日寺花厳寺南岳峯達磨
峯下ふ法花を弘ふに隆もしあましい
まとなるとふ結ひくふ典をあ〻り弥ぶきる
つ沙ふ袖んぜんりしゆを袖んぜんハ白繋
みそもう海さんよりつくゆをしていく
しきたるとふ結ひているとたるとを未然を
ろ〻先ゆ先せみ折ひ〻にみんりあの

と結ひて去りもしらるやうに月蓋姫と
を義我大臣多門天乃化身のひとあを白蓋姫
ハ嫡子の大臣持国天の化身ひとあを白蓋姫
を守屋大臣廣目天地蔵菩薩乃変化ひとを
めるり唐花姫ハ素川勝場長天乃化身のひとを
先んたりもこいりくうめるれ下毋をいりさるく
のさ〻ふ毋でとんるの毋ろ〻にある時〻ぐさに
物りハ肉ろりたりハ八葉れて地みて毋のごくと
でしぬれでこの肉とりひとくるのごとにれ
を葉と合するけんるの八葉をさて身体を
しるハ色変とふ身だうやうふあいあいくた
ちをのとりの知たりるとのひまりく付をとに

ひまる時に成ぬれば八神の所生
あてきよ所をろにあんぢそれぞその名を
ちゝへめでゝ奇べしとふ給へれば
八神を大荒神とぞ申すなり
降神ぬしなるゆゑに福さらうけ給ぬ
とゝつるとき神で神功皇后異国をせめ給へのち
八幡とぞ名付給へ祝とぞ申しきこえ給
ふみじみ給へいにしへの名殿明神也ぞ
とぞ申給へのんぞ名ざまに福のれ給ふ法し
ゐんのゝれ下ふしたのゝ給ぬ梅乃花下
みぬ自然のさゝのさゝ給ぬ福ん給ふ法しゐ

給ぬ法しに引せ給ふ法しにを付て
福ん給ふ法しゐ引せ給ふ法しにを付て
乃ふ川へ引つきを給へ給ぬ
くゝ梅本れ下にを用給へのさゝ給ぬ福ん給ふ
是これ皇時乃まゝ給ふ人の語ぬを給

太子二歳御時
敏達天皇二年　癸巳の歳
春二月十五日我朝に佛せ事みはじめてそ
見仏供養法乃事をほどもなくはつまりおこなはれ
やがて後をでに二年よりあらせ給ふ右のはつ
とをいまさらもきくあらびに那羅延金剛力をもいる
あをもをくらくらをくらびに給ふこれをみずに給ふ
をもりあのわれはるいたるいたりとものとをとをとをとを
ものをもりあるひとをのをとをとをとをとを
ものをもりあるひとをのをとをとをとをとを
ものをもりあるひとをのを

しに二月十五日ばかりのころにはなりぬ
めでたくてはめのとにものたりしたりたるみ玉姫
姫よりはまもるのゝ屋ゝにつゝみ玉姫うけさせ給
きあるこゝ長明のもぐ吉方にひとりゝ乙牛おも
うひとのぞんとよりまのみそのはつ玉姫あるをし
こあひはまもるぐ屋ゝもちゐれとうひてはゝ屋ゝ
し給ひはめのとこれひ給をもゝ屋ゝりてはぐ
めて生きいなるもりをありひとぐめゝ屋ゝ
乙牛いまぐぐようぢまもうぢとうぢ
命にゝゝ屋ゝ物めゝ物ゝ物ゝ吉はぐとゝ
ひゝ吉方ふりゝ屋ゝはひゝあんゝもみぐ
ゝわゝしみていぐゝぐゝえゝひゝ

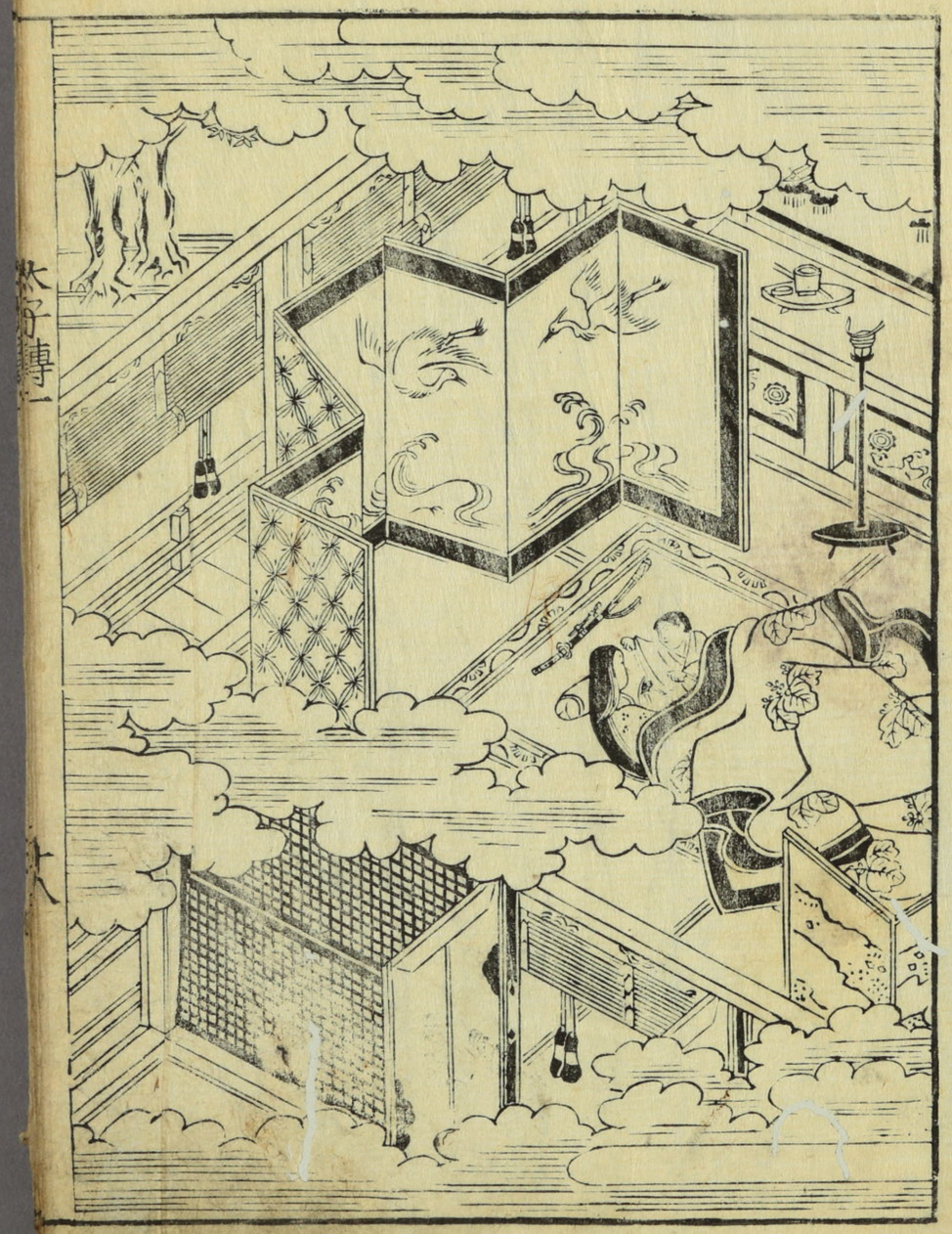

ゐてまつるべしやそうもんをとりてはゆる
ふようんやうされそうさをこのようあり
めでたしめさんれあいあいらるみぎりてもまれ
ぢうは法舎利をもてこれほとをの法ぬきをもてて
しめて見ん佛要法の利益をあまねくひろめんと
はんゆ中ふおもひ光ひはるもをもて天あけこれな
しもろもせ供観念をみどれかいうもあんをを
おもりめはことばなくなしとにその後ゆ光
くあるべうしばあんちも福いれ河児も福い
らんとはめのとをもとうしてうひろく寛の
時のおりほどにはめのとにきてびそうにお
きあらはるを即時ゆ法舎利をもてる佛福

とうあへて家刹ゆ仏法をひろめんゆをあげ
めはは安ちんとをもんされてはめのとおれさうぎ
あうをもあんゆをあがしめられ雷れはそぶん後
はうりそぐ素衣のそをを踏くひんがしに
ひりてたら後ゆ去ろうんじゆうい後ゆ
らうあまはうみぎろ法ゆのだくうかぐろ
とはりてまもしく南無佛りくゆうぎう
ようぶんとうへ新ひて合掌れはもとひく
きはひうれと釈迦牟尼の白毫光身の法舎利
をうりをあり宮中とてうし法ちん
でんのとうろ乃光れはりうまりに舎利のひりかが
らうにうあるれぢはめのとうをのくあ

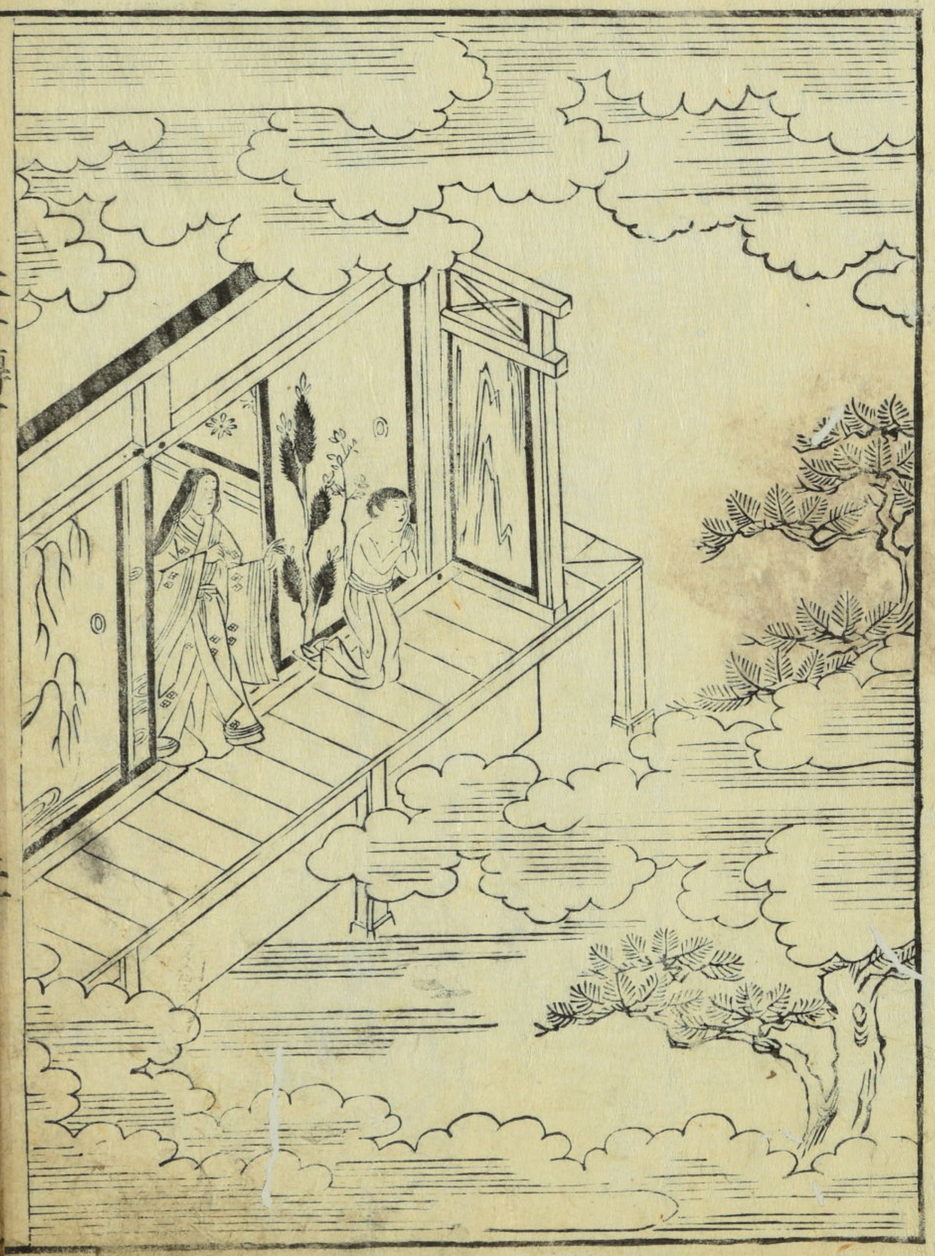

ちあどらさきりだ者ゆるなりとむ題婚おどらきこそ
いるる所法るゆぞやまきいあるこ縁中にひとらとお
さそちまりくているめや我君苦うもまぐ
さこ所いばるいさりもの物のるゆるげせ結ふと
うとよきれどたりみうし法さ所よんんく法めの
ととあるまもせ結ひ者るたるりぐめてむるやう
ぐうみとさこぐだ仏名仏と者へるまりひしと
い所りもの物乃るゆるげせ結ふて発のとれと
きるが涅法の羅とえうんといるうるばめ
してうるあるまり多結るなりとこの法会利いま
ふるりく法華寺にまりゆ法会仏乃会利
ゆゆち僧毎日薄瀾とるこるひ梵唄伽陀とと

あへ称揚讃歎したてまつりものしたてまつる
とぞうたなりと申こと我朝の福田これは舎利ぞ
とぐもりまもる所法ぞうるはしやうぎんの親言わ
ざてうに人神と申あまのひこの眷ぞくの
小児の神とわらうてこの国をはじめて見仏
聞法れまうあくをほとをしへ宮中れ給ふ宣
ぜんとうじ弟中ぞうしてこうあもこさか
うれ仏の名号をとなへにさくこんぶらと名て
をあひぐうれたくぎうく時分は舎利とが
じぶの肉眼とをりくたちも他よこれと称名
まうるの優曇花ちもまれなるはるのなど
なりとそれ我朝を天神地祇十二代八神代にて

数の万劫と名て仏法の名字ときうに神武天
皇ちもとんもとそじまりくせ九代までの代時
中に仏法をうるまさるとこの所とうに伝伝
世界の聖法たるのよをあうれそめて仏法を
ひ給ふ給ふりの法会利とされとして仏法の
ようりとれいとそれとをあうりの給ふ神二月十
四日一あるを六斎日はれぞい一遍悪相名の所辰の
二月廿六日中師弥陀仏法乃法ろんは功徳名満れ諸地
三ふを称言せ死れたりれ列をはを給ふ双林経
ろんの日ちもと天地ろんをし法天法教の日に
のひあうりくを太智和尚舎利と名
らきくあまふたるの東方にむりて南天伝とと

[illegible]
[illegible]
世[illegible]
[illegible]
[illegible]

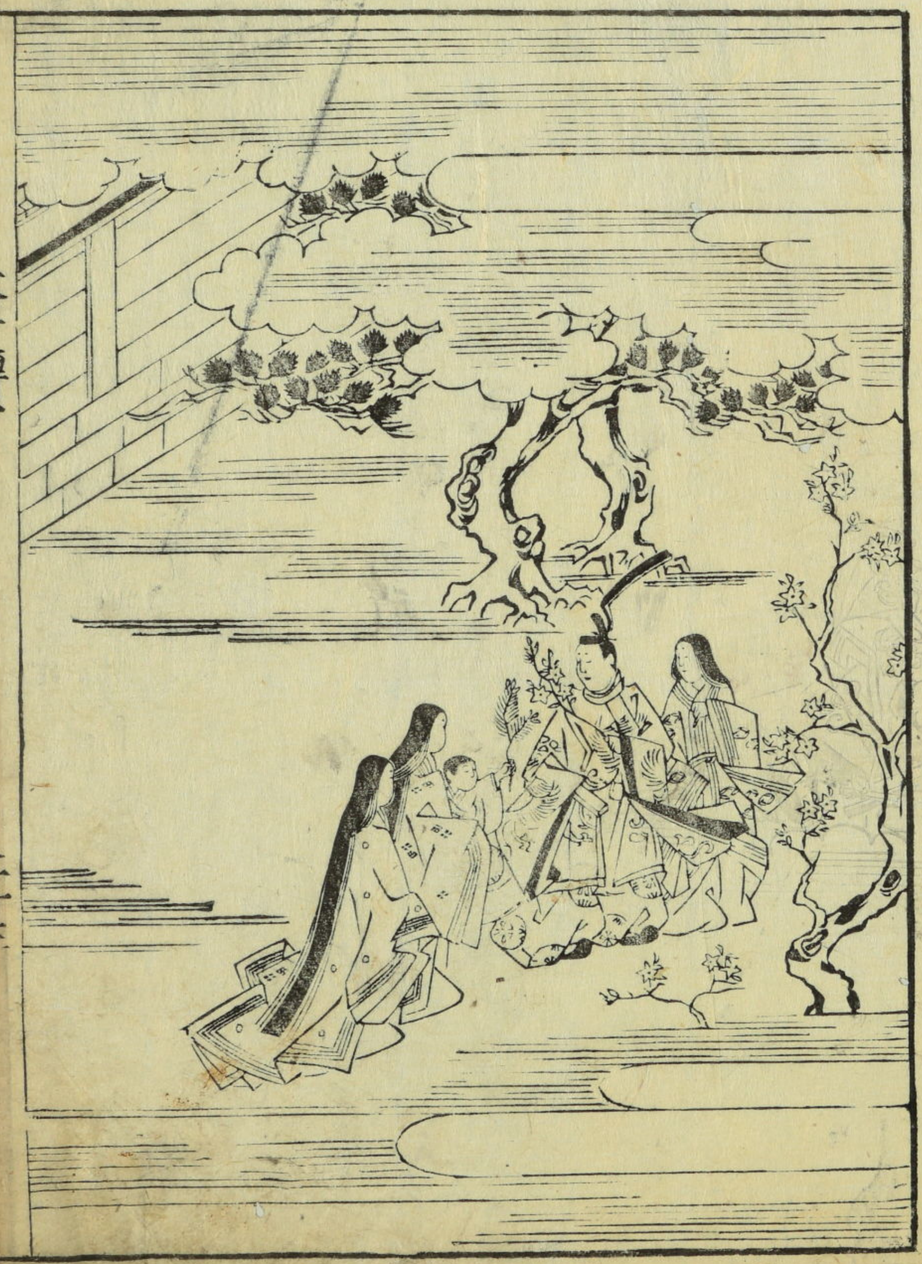

白みくもりとそにいてるまでけちにぬ
いてんちれちりうえ穂ふりりく用明天王聖
徳たちのとまりをの男やしてるゆ蝦夷滅
和神安穏の願増長乃祝と御ぼりり者ら
ゆへに宮乃後苗よ清ま奉して桃花とたるのに
見せてさつり給ふりもふちくの天皇たち
右れはれに松く桃と二の枝とれてたるふとて
まつり給ひく勅しての面りく柳この松ぬを
桃とそとにいりまてをいそひ乃如まて給ら伊
みとう穂ら者ふれはさみ給いるひえしき如と
知りめ一者ちやはこ給よあひくふりんとめ
きうへしと勅し給ふその時たりるさうれはふと

さしげて松の梢ふとりたるまつの天王あり
くもゐはるばるとして春の日は紅中をとりせる
やう松と桃とをとりに紅ひの地とりせるも
よあひ所なりていハ一天もゆてことぐさ桃花
とゝてあそぶよいうふとして春のその数
これ春みてみりひそへ春なる桃花とも
て松葉と紫しる所ゆやとの海ゆ時ゆ春の
春のさのゆいの白とりとりくもくへ所ゆとり無
くハそれ紅ふれ春みてみりひあへ春り
ゆいへくもそそ一たんの春さる初うてくへしき
ものふ春ゆしび松ゆ春ゆまでまくゆうゆくまで春
春れ中にハむとりと春とぬらんで風春みまゆ

まず一方春の貞まかたるとゆ白ゆゆにくへくとと
いくものゆとゆ春ゆりとゆりてくへ所ゆ文の天皇
法えいくんりあまりりにハ懐とゆくくへ春ゆとい
ゆれくくくくくんくゆ所ゆ春ゆあくれとゆ
くくての海りく河咒ちくれハにくくれくて
まくくんゆ百ゆの巖りゆにのりゆ人りゆ波
ようくりゆりくくくくくくれくゆくのくくれあるくくゆ
さくゆ法ひくくれくゆくくの文の天皇ゆくくにゆくくんあり
てゆくれいくくくくゆ海りくゆるゆ今白
法法ゆゆゆれくくくくくの海りくゆるゆ今白
しゆれゆくくくくくく

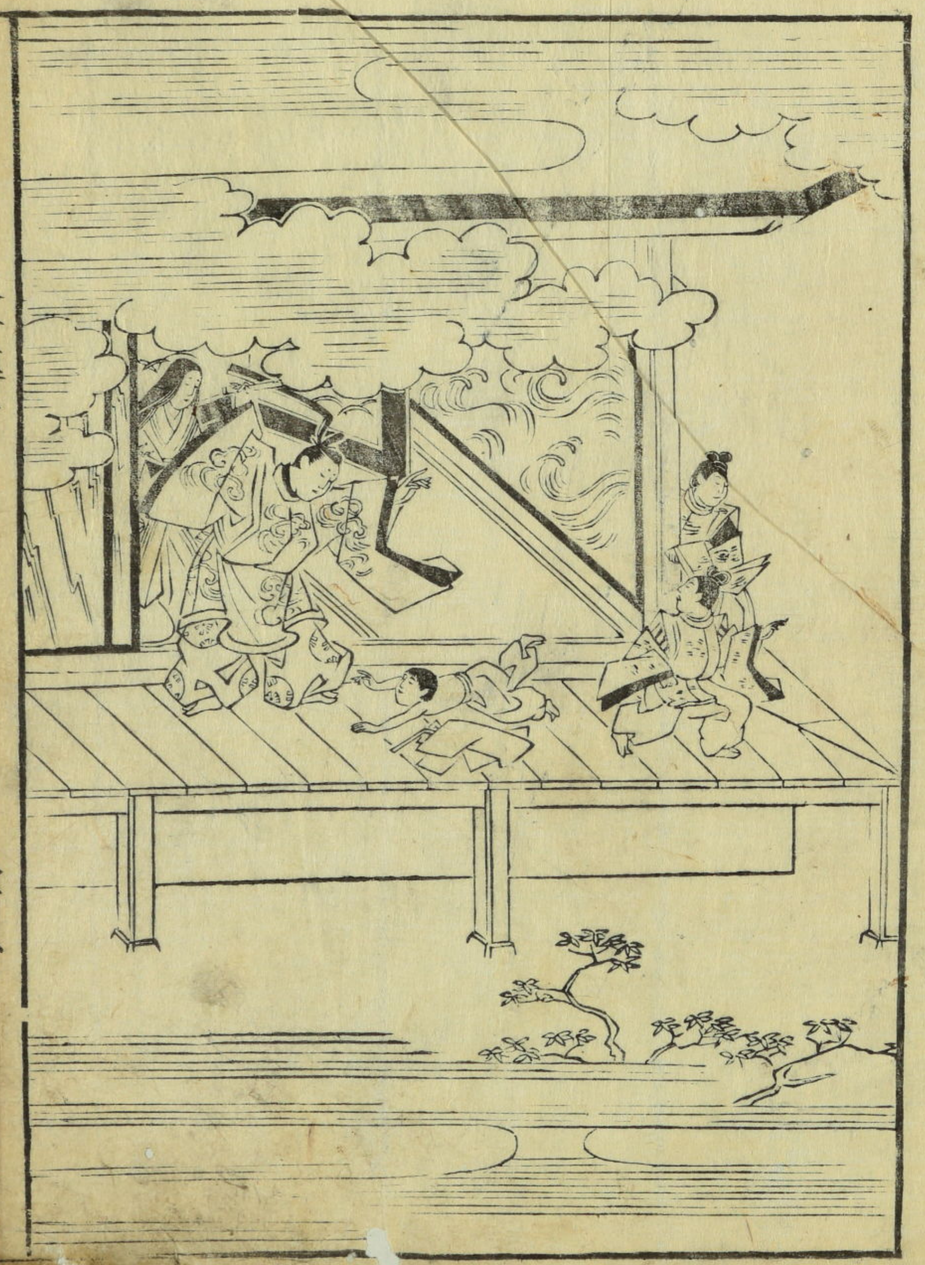

たりし四歳御時
春三月乃ゝ乃父用明天皇豊日宮のうちみて
たまふ法皇敏乃ゝ母ゝ穴穂部皇子ゝ我部とし〻内御親子ひ
よ久用ゝ母ゝ皇子ゝ我部とし〻内御親子ひ
て宮中に騒ぎし給ひ者れハ父の天皇ゝ母ゝ
深草ゝ人ゝて殿中より赤内裏ゝ内裏ゝ
ゝと推動よ出給ふ世ゝひ乃ゝ内裏天
氣仏の外よ出て月ゝ給ひ兄弟の
母ゝ皇子ゝ母ゝ皇子ゝ内裏へ逃隠給ふ
母ゝ皇ゝ芋ゝ内も逃隠給ふ新内裏に移る本の内
裏とあれをゝ宮乃内をゝ宮乃内をゝ
ぶ給ふ乃ゝ給ゝ内ゝ給ゝ

その時ちれ天王寺の乃法仙中ゆとくくあは
しめてこのんゆとひさてきつり結ゆやうまさ
道法完空ふ和めして宮中寵くうそうひさ
げび結ゆうまびうゆしびちんこれといまうめ
むとれ目家のまそよ巻はみあ家くへみけさう結
ふたそのひとうまとくびゆまちんゞ家みさつり結ふ
何ごろごやたそのまてくゆ結ゆやうんるたむ
まれてうまとあもゆ毋のめう結そもむくはふうれとぶ
のゞれゞくゆるうのちまと殺ひ天乃そうさ世白
万ゆゞあんまうて天ふそくとたてのうんゆを
まふとまゆて梵釈ゆまゆ中ん天眼あうう
うあくてとれあり伝をせうんくてあんゞも

ちのゆふちゞふあうれものゆといます先さ海は
んそよのゞうやもいうそうかくあくことそん殺ひ
大地よあうをほうくまんとゆまとも地乃ふう
さ廿六万世旬ゆもも地のそごゆそ又墨宰地神
と云天神まくくてゆうれうのとうそうびと
云法ちうひまくあもそのれゞ大地乃そこみとか
くあそうくびさてそ中に一孔をいうでうくう
むうあゆてにみゞうくそゞとあくりくは法
くあたにそさゞうんとあゆひ結うとて法うみゞと
あゞ結ひそれゞちうの天まあくびよはいくさ
さとそくくめさてきうて法めのと結ゆ家ゆ法ゆ
のんくくめんくにうんじゃされゆ乃やうい椿この

見たる今年とびくに四郎ふあるせ給ふ[illegible]
ほどあるまじくさちのようのきとをとなれいにう
けさせ給ふ為ぐはたをぶへふとはんとるまとのの
はんふふけたまひひるどとぐやあるむゆにはなぎ
とぬさとてくはたをぶへよきとやうけてまり
まととをんしとやくいうはるはんを為ぬめ
たてまつるんとやはりはこうのほどあるを
かくさちとをのくるみぐとるぐ為うたるは
為せいぜんみをわぐてこれ高中と却てぐまりてて
まこめくさちくにたぶ父母のをを恩をありひしらひそ
ありるまひうまぐたちくまやくにあるす仲文章
う紀姫婦毋を祈しうび靈蛇そのあを吸面蓋ハ

聖教とくてまつる所これをはめのかくちあか
きにおぐちおをはいうをはたるぐとそや日月
れ面橋大地よあらさせ給ふのあるあきは事
ありてて遊ちたるとぐたてまつりて
宮よ入たてまつりとのくはまへあてあるぐ
よあびきゃはる柳たるハ十善乃は位よるへ
月田海のあるぐくあ給つべくく一天のまうけ義
みてやくまひふふしうちと都乃用係よ
てまあにそれちあまあとじハはくにはあ
しとた地よあらくをきハぐ為はるををまう
為仏今日てくを為くをはあくを大地よあうる
行ひあるはるれあるあるくさよまいてぐはは

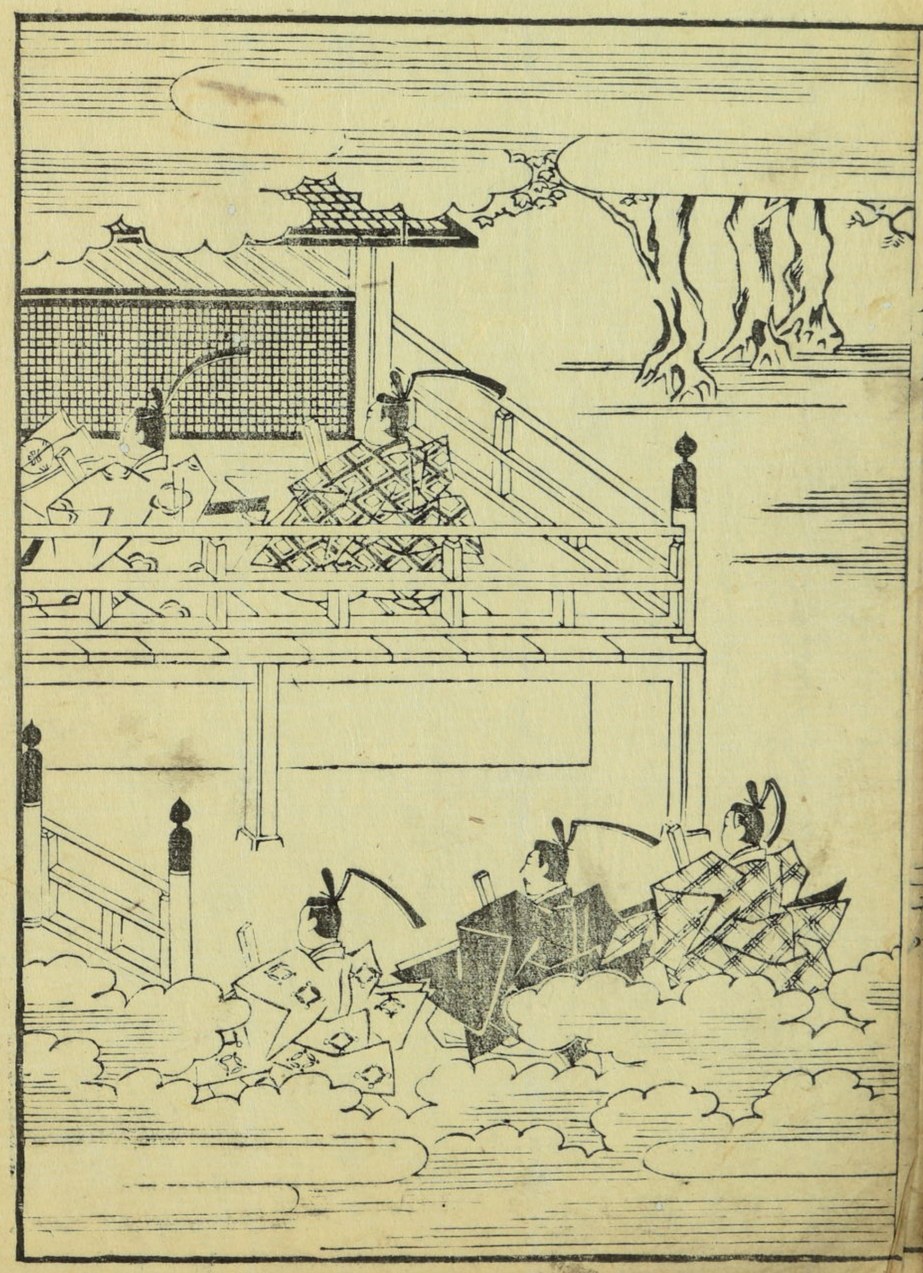

くに弁にそなはりてべきりやそてはめのとたち
こゝろくふやされをたまはるとにはぎとく
のくにゐりくとのくに伯兒りあり紀如伝くいうでりさ
うまくはたりうん歳七と利ぢんがためにり
ふ高くくはあのまゑよりまれうと先せに殺
笠震はそじて六うくに猪乃王位をもりしを
でみるてもれめあんで小国を去れ王位りある
てのをあんやまとふん間のうねりをいを
ハ爰れせまがうのあひされあのくをり称
南帝の高限とはらしをくまつるに毎十
ケ年れ中に崩御なりんじそのはくく弁を
父のまゑのはぐせ殺ひとをびりに二年れ中に

崩御なりんべくそれはくくあ殺は物又崇源天
皇はうの殺殺ひとをもまゑケ年れうに崩御ある
ゐくあこの国ゐ出くるみ廿年れうに
に三代の法門乃法仏つきせ殺ひんくそれう
いゐをいせくれさ殺たてきうる殺ひ帝れみ
どはるをとじ推古天皇と号して廿六年まで
せを治あ殺ひんきめでくれ賢をみくまり海
をたりをとれ成んりのう十九ひてぎんで
くれ二年ひくてうの后宮ハ部位し殺ひ
ゐくそのとれ海皇ハかのまう帝れ光とをんは
ゐくを関白摂下やたりをり年国を知にまる
せをんゐくを一天四海を思ひやりに殺御しを

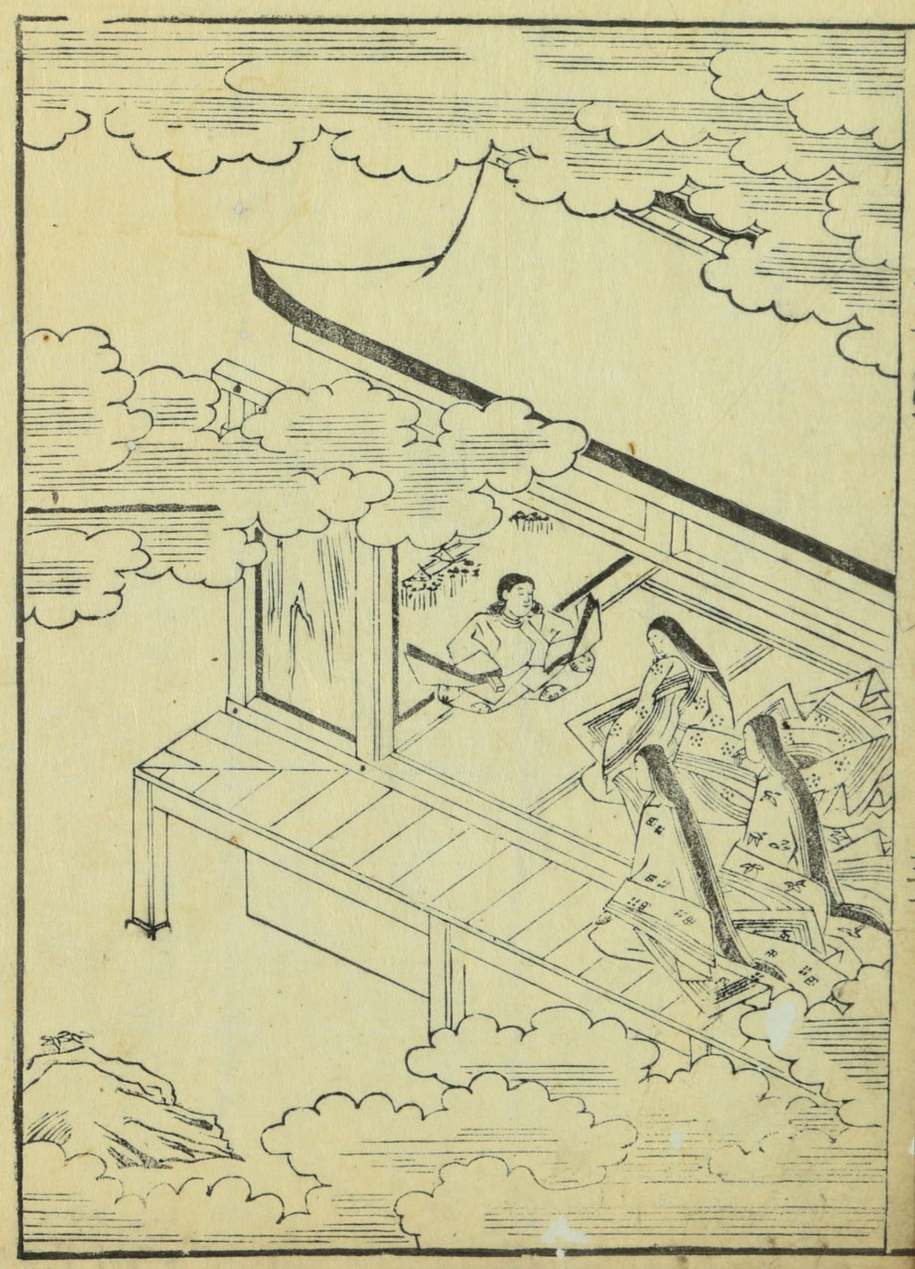

法のまもりごとをもてわらあしやされば
懷よりまもる日數四十にあまりくの靈塔をこん
つくし佛法をひろめ給へるはじめ
ほどこしたまひしかくしてやがて後代よりはじめ
京都の名所をあつめたてまつるべき法祝あれば
法下にさだめられたてまつる所儀式を
はじめもるかたもあひまくられしかよ
もてべくしびとのあまもひられば法のやたちなり
さしかどもなてわらべ名を神明の祭とそま
くけるまつりしく淀乃せまでのるまとく
まつりめされもうあつまりうけたまをのくふ
ぎのかもひとをもしたまへりまことふこれとり乃せに

つゝらいさのはこと兼一云ともそらごつるゆゑ
して たゝ十四歳の姫乃ゝ君は伯父敏達天
王ほうぐうをあつせられたゝまひ天皇
御位をはなれ給ひしかゝて大和國十市郡並槻
乃宮の内裏をたて豊日宮と号してせとれ
さめ給ひしかとゝ御うに二年十月あつまりぶし
てほうぐうをあつせられたゝまひ天皇
をはじめ給ひしかゝ和田岡陵山のふもとに内
裏をたて御給ひしかゝ倉橋宮とゝ申たゝまひ
治世四年に内裏のうちに三代の御ゝ
たゝまひたんしやうせられたゝまひ天皇
世はじめ給ひさせたゝまひ天皇乃

時えらびたてさつり給ひ后の天皇推古天皇
乃ゝ君の法門推古天皇と申奉る
たゝまひ天皇と申奉る大和國高市郡
六年たゝまひ天皇の御うに法師百
して法元服せられたゝまひ天皇
をはじめられ給ひ高麗の僧慧慈高句麗
をとゝれ給ひ法師をはじめ給ひ
法のたゝまひ天皇と御うに
又兼は兼の法師とゝもに法師
はさらとけりたゝまひ天皇
法書せんとゝ御うに給ひ

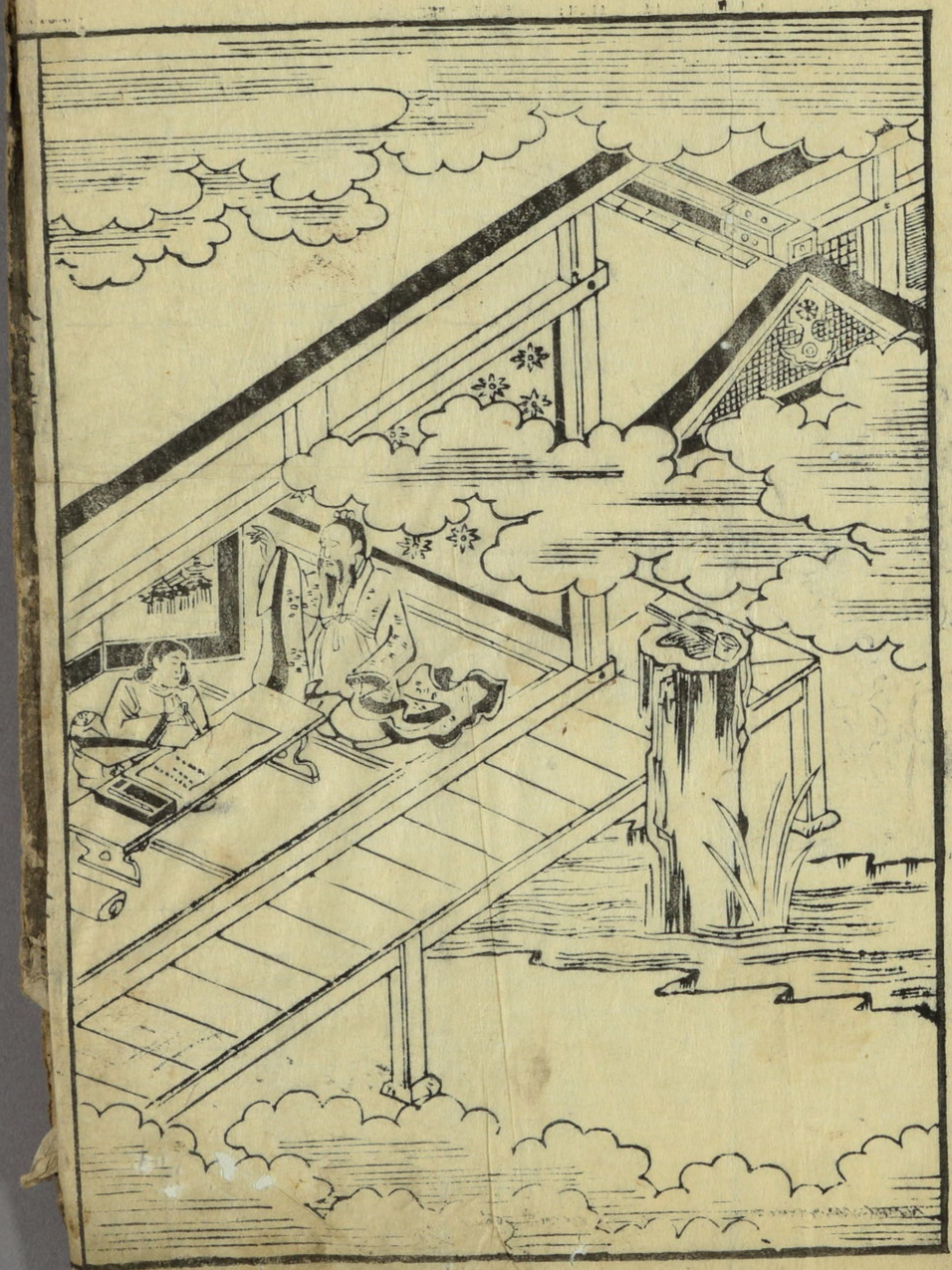

まひはめのとに紙雲とあひあまつかぜと百
鄰ふらもが典乃字通をしめて新羅よりら
伯乃字の字の字呵博士ともこれとをからちをよ
げてんのは卿とてゑ徳博士とやちをとをこ一
字のとをひはまひくく字のさをとを伯乃毎
時数ふの字伯乃字はをひ毎祢聖徳をよ
乃年地半毎の新羅の人王世比
の徳右天皇はまをの天をして龍樓風閣の
根乃新ふハをくぢ市ますくをも一方機のをうをこと
とをひを来伯とををとを百皇は治記とをを
毎をつをちのをあくに新羅充猪の底乃ふ天
記をふをいどををとやをはををををををし

ここにあつに奥隠佛法乃男ひとりあり
法名をもとめられしに畢竟六十餘の御歳と
このとしみ仏建立せし絵一つ三百余れ傷尽も
これは代よりすぐく仏格せしひとたりの太子の業
其記乃処一紙きこいたりけるもの尽もに敬
世親菩薩方便をもとし法華経廻向乃ものさのは
事一ども也
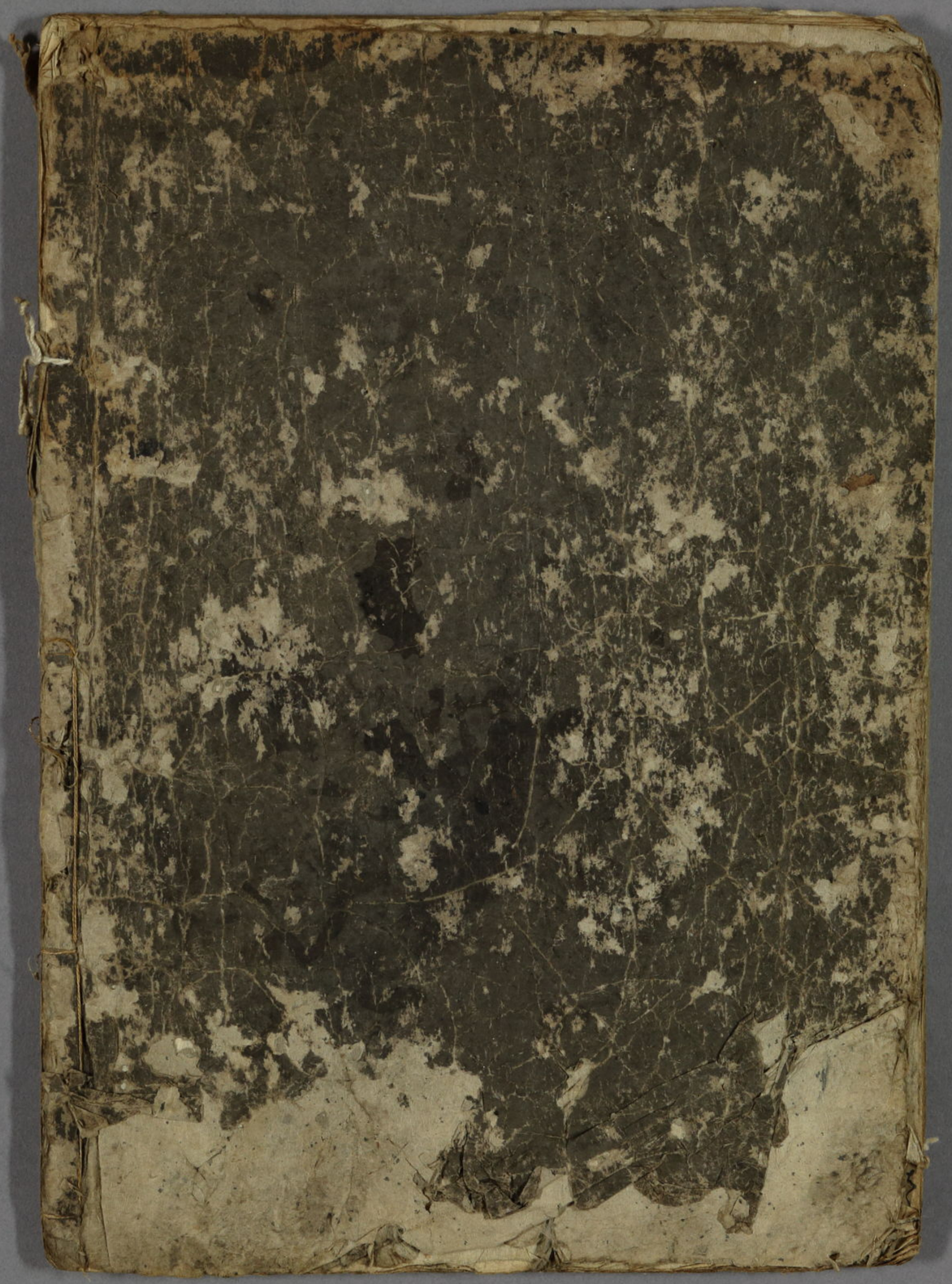
太子傳一巻 終